



資源を「ごみ」として捨てていませんか

前回、前々回は「ごみの出し方」と「資源物」についてお話ししましたが、今回は市のごみのルールについて、もう一度確認してみましょう。ごみは家庭から出た後が問題です！

ごみの出し方は？

①ごみは収集当日の朝8時までまでに決められた集積所に出してください。(前日に出されるとカラスや小動物により、ごみが散乱する恐れがあります)

②燃えるごみの中に新聞紙・雑誌などの紙資源やペットボトルが入っています(左写真)。資源物の日に新聞紙(広告)は新聞紙と



燃えるごみに入っていた資源物

一緒に)、雑誌、牛乳パック(アルミコーティング処理してあるものを除く)、段ボールは、それぞれひもで縛って出してください。

また、ペットボトルはすいで資源物の日に専用のバッグ(オレンジ色)に直接入れてください。

※品目により、再生されるものが異なりますので、きちんと分別する必要があります。(新聞紙は新聞紙に、雑誌は雑誌に、段ボールは段ボールに、牛乳パックはトレットペーパーなどに、ペットボトルは服や文具などに再生利用されます)

③燃えないごみの中にアルミ缶やスチール缶が混入されています(右下写真)。アルミ缶・スチール缶などの資源物は資源物の日に専用のバッグ(緑色)に直接入れてください。



缶やペットボトルが入っています

※資源物として出た物は、再生資源としてリサイクルされます。市では、ごみとして処理するものを少しでも少なくし、処理経費の節約やCO2の削減に努めていますので、分別の徹底をお願いいたします。

いかがですか？資源物をごみにしてはいませんか？買い物はごみが増えるような過剰包装の商品購入を控えたり、リサイクル商品を選ぶことにより、自然環境の保護につながります。今、地球環境は悪化するばかり

です。このままの生活を続けてしまくと地球は重い病気になる、子どもたちの未来に暗い影を落としかねません。そのためにも私たち大人がすぐに行動に移すべきです。

運搬車両の火災が発生しています

燃えないごみの日に携帯用ガスボンベや可燃性スプレー缶を原因とするごみ収集車の火災が発生しています。容器の中に可燃性ガスが残っていると、火災や爆発の原因になりますので、必ず使い切つてから燃えないごみとして出してください。

生ごみ処理容器的購入(修繕)には補助金が出ます！

市では、生ごみ処理容器的の購入または修繕に対し補助事業を行っています。

平成22年度補助予定基数

生ごみ処理機器(電気式・機械式)85基、生ごみ処理容器(コンポスター・バケツ式)100基

※購入から申請までは年度をまたがないようにご注意ください。